

札幌高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 法人税・源泉所得税課税取消請求控訴事件  
国側当事者・国（函館税務署長）

平成25年4月18日棄却・上告・上告受理申立

（第一審・函館地方裁判所、平成●●年（〇）第●●号、平成24年12月6日判決、本資料262号－256・順号12106）

判 決

|           |        |
|-----------|--------|
| 控訴人       | 株式会社A  |
| 同代表者代表取締役 | 甲      |
| 被控訴人      | 国      |
| 同代表者法務大臣  | 谷垣 禎一  |
| 処分行政庁     | 函館税務署長 |
| 被控訴人指定代理人 | 相澤 聡   |
|           | 新庄 正義  |
|           | 植田 秀史  |
|           | 西谷 英二  |
|           | 谷地田 満  |
|           | 岡 直之   |
|           | 梶 昌宏   |

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 函館税務署長が控訴人に対し平成21年6月29日付けでした控訴人の平成16年11月1日から平成17年10月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額1323万7368円、差引所得に対する法人税額（納付すべき税額）397万1000円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 3 函館税務署長が控訴人に対し平成21年6月29日付けでした控訴人の平成17年11月1日から平成18年10月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額1517万7944円、差引所得に対する法人税額（納付すべき税額）455万3000円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 4 函館税務署長が控訴人に対し平成21年6月29日付けでした控訴人の平成18年11月1日から平成19年10月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、欠損金額953万7199円、還付すべき法人税額3363円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分をいずれも

取り消す。

- 5 函館税務署長が控訴人に対し平成21年6月29日付けでした平成16年1月から同年6月までの期間の源泉徴収に係る所得税の納税告知処分及び重加算税の賦課決定処分（ただし、裁決により一部取り消された後のもの）をいずれも取り消す。

- 6 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

## 第2 事案の概要

原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決3頁25行目の「本件法人税各更正処分」の次に「等」を加え、4頁7行目の「借受金」を「仮受金」と、5頁18行目の「甲11の2」を「甲11の3」とそれぞれ改め、6頁6行目の「株式会社」の次に「、その後のE証券株式会社等への商号変更を含めて、以下「株式会社E証券」という。」を加え、12行目の「E証券株式会社」を「株式会社E証券」と改め、9頁3行目の「上」を削る。

## 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決11頁2行目及び18行目の各「甲11の1」をいずれも「甲11の3」と、6行目、23行目及び26行目の各「丙」をいずれも「丙」と、11行目の「3枚目」を「2枚目」と、12頁20行目の「できず」から21行目の「いえない。」までを「できない。」とそれぞれ改める。
- 2 控訴人は、本件漁業権は実在する、本件営業権の対価として支払われた金員は正当なものである、本件仮払金は甲に対する賞与に該当しないとして、るる主張し、当審において証拠（甲32から45まで（枝番号を全て含む。））を提出するが、この主張及び証拠によっても、前記引用に係る原判決の認定事実及びこれに基づく説示が左右されるものではない。

## 第4 結論

以上によれば、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

札幌高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 橋本 昌純

裁判官 佐藤 重憲

裁判官中島栄は、転補につき、署名押印することができない。

裁判長裁判官 橋本 昌純